

【ACT・NT】一部地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外（NSW 州からの州境規制緩和）

【ポイント】

●ACT 政府は、1月12日（火）午後3時以降、ノーザンビーチ市や西シドニー地域等の11地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域（ホットスポット）から除外すると発表しました。また、セントラルコースト及びウーロンゴンも同感染多発地域から除外されます。過去14日間に NSW 州の感染多発地域滞在歴のない人が ACT に入州する場合は、今後は入州後の隔離を行う必要はありません。

●NT 政府は、1月12日（火）午前11時以降、西シドニー地域等の9地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外すると発表しました。NSW 州の感染多発地域以外から NT に入州する場合は、今後は入州後の強制隔離を行う必要はありません。

【本文】

1 ACT 政府は、1月12日（火）午後3時以降、ノーザンビーチや西シドニー地域等の以下の11地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域（ホットスポット）から除外すると発表しました。また、セントラルコースト及びウーロンゴンも同感染多発地域から除外されます。過去14日間に NSW 州の感染多発地域滞在歴のない人が ACT に入州する場合は、今後は入州後の強制隔離を行う必要はありません。シドニー大都市圏一部地域、セントラルコースト及びウーロンゴンから入州し現在自己隔離中の人は隔離を終了することができます。以下の11地区については、一週間後の1月19日（火）に再検討されます。

- (1) Northern Beaches
- (2) Blacktown
- (3) Burwood
- (4) Canada Bay
- (5) Canterbury-Bankstown
- (6) Cumberland
- (7) Fairfield
- (8) Inner West
- (9) Liverpool
- (10) Parramatta
- (11) Strathfield

2 NT 政府は、1月12日（火）午前11時以降、西シドニー地域等の以下の9地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外すると発表しました。以下の地域を除

いて、シドニー大都市圏から NT に到着する人は、今後は強制隔離を行う必要はありません。既にシドニー大都市圏から入州し現在強制隔離中の人は強制隔離を終了することができます。

- (1) Blacktown
- (2) Burwood
- (3) Canada Bay
- (4) Canterbury-Bankstown
- (5) Cumberland
- (6) Fairfield
- (7) Inner West
- (8) Parramatta
- (9) Strathfield

#### 【参考となるリンク】

○ACT 政府公式ウェブサイト

(11地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外)

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/update-changes-to-covid-19-affected-areas-in-nsw>

○NT 政府公式ウェブサイト

(9地区を除くシドニー大都市圏を感染多発地域から除外)

<https://coronavirus.nt.gov.au/updates/items/20201-01-12-greater-metropolitan-sydney-hotspot-update>

#### 【参考となるサイト】

○在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

(紀谷総領事 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(当館 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

#### 【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>